

官報掲載情報の行政機関への提供について

平素より官報をご利用いただきありがとうございます。

この度、国立印刷局は、政府からの要請により、公告掲載のお申込時に承諾をいただいた官報掲載情報（決算情報）※¹を行政機関が整備するデータベースに提供することとなりました。

つきましては、令和 3 年 12 月 1 日から掲載申込書に「提供の可否に係る確認欄 ※²」と「法人番号（国税庁から通知された 13 桁の番号）※³の記入欄」を追加しますので、裏面に記載する政府の取組をご理解の上、ご承諾いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、掲載申込書の追記に伴い「官報公告等掲載約款」も変更しますので、ご確認ください。

なお、提供された情報につきましては、提供先の利用規約に準拠します。具体的な提供先につきましては、随時、国立印刷局HP「公告のお申込み」欄※⁴でお知らせしますので、提供先の利用規約をご確認ください。

※¹ 現時点においては、「決算情報」が対象となります。ただし、代表者氏名及び住所は提供しません。当該情報は、経済産業省が運営している法人情報のデータベースである gBizINFO（ジービズインフォ）に提供します。今後、提供する記事及び提供先が追加される場合がありますので、随時、国立印刷局HP「公告のお申込み」欄でお知らせします。なお、gBizINFO での公開開始のタイミングは令和 4 年 3 月下旬の見込みです。

※² 官報公告等掲載申込書の確認欄です。上段・下段ともに提供先は行政機関ですがデータの活用方法が異なります。上段は一般には公開されませんが、下段はインターネットで誰もが閲覧可能な状態となります。なお、gBizINFO での公開期間は 5 年となる見込みです。

公告内容の行政機関への提供等について	☐ 行政機関内に限り利用できるデータとして提供することについて承諾します。
	☐ 上記に加え、政府が運営するプラットフォームで公開され、一般に利用されることについて承諾します。

※³ 法人番号は、以下のサイトで確認できます。

国税庁法人番号公表サイト（URL：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

※⁴ 「公告のお申込み」欄の URL：<https://www.npb.go.jp/ja/books/koudoku.html>

裏面につづく

【政府による公的基礎情報データベースの整備・利用促進の取組】

政府は、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築することを目指し、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」をはじめ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）やデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）等の法令に基づく施策により、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）を整備するとともに、その利用促進を図ることとしました。

ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースです。

政府は、ベース・レジストリや社会の基盤として使われるデータ等の整備に係る施策として、行政保有データのオープン化、行政データ連携の推進を図ることとしています。

なお、政府が運営するプラットフォームとは、行政機関で保有するデータの連携サービスを提供する情報基盤です。決算情報については、経済産業省が運営している法人情報のデータベースである gBizINFO（ジービズインフォ）に提供します。

【問合せ先】

独立行政法人国立印刷局

官報部 官報グループ（03-3587-4299、4976）